

新型インフルエンザ等対策有識者会議 報告書のたたき台の構成

1. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
 1. 1 新型インフルエンザ等対策の目的 →別紙1
 1. 2 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点について →別紙1
 1. 3 基本的人権の尊重について →別紙1
 1. 4 基本的対処方針等諮問委員会の活用について →別紙1
 1. 5 新型インフルエンザ等対策を行う関係機関相互の連携体制 →別紙1
 1. 6 新型インフルエンザ発生時の被害想定について
→医療・公衆衛生に関する分科会検討事項
2. 新型インフルエンザ等発生時の社会情勢について
→社会機能に関する分科会検討事項
3. 指定（地方）公共機関について →社会機能に関する分科会検討事項
4. 国民への情報提供について →別紙2
 4. 1 平時における国民への情報提供
 4. 2 発生時における国民への情報提供
 4. 3 その他
5. 医療体制の確保について →医療・公衆衛生に関する分科会検討事項
 5. 1 発生時における医療体制の維持・確保について
 5. 2 臨時の医療施設について
 5. 3 医療関係者に対する要請・指示、補償について
 5. 4 抗インフルエンザウイルス薬等について
6. 新型インフルエンザ等緊急事態について →別紙3
 6. 1 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の政令要件について
 6. 2 新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言の要件について
 6. 3 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間・区域・概要について
7. 感染防止の協力要請について →別紙4
 7. 1 不要不急の外出自粛等の要請について
 7. 2 施設の使用制限等の要請等について

8. 予防接種・特定接種について

8. 1 特定接種

- (1) 特定接種の対象者について →社会機能に関する分科会検討事項
- (2) 特定接種の登録方法等について → 医療に関する分科会検討事項

8. 2 住民に対する予防接種について

→医療・公衆衛生に関する分科会検討事項

8. 3 ワクチンについて →医療に関する分科会検討事項

9. その他

9. 1 インフルエンザサーベイランスについて

→医療に関する分科会検討事項

9. 2 水際対策について →医療に関する分科会検討事項

9. 3 在留邦人への対応 →別紙5

9. 4 発生国からの航空機・船舶等の運航制限要請等 →別紙5

9. 5 国内発生初期における現地対応 →別紙5

9. 6 社会的弱者への支援について →医療に関する分科会検討事項

9. 7 新型インフルエンザ等発生時の埋葬及び火葬について

→医療に関する分科会検討事項

資料 5 - 1 たたき台

1. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

1. 1 新型インフルエンザ等対策の目的

(第 1 回有識者会議 資料 3 を基に作成)

○ 病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザや新感染症が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の 2 点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

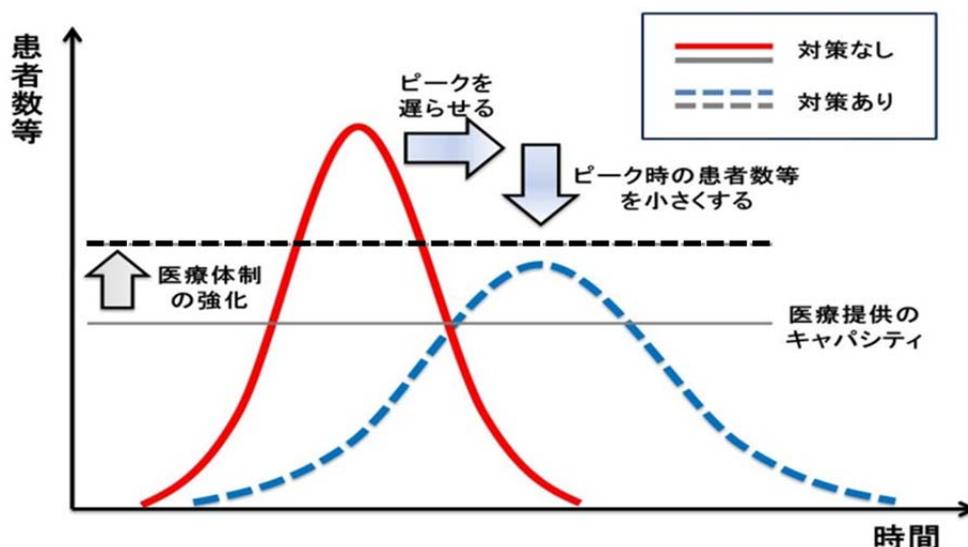
I. 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークをなるべく後ろにずらし、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

II. 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 地域での感染拡大防止策により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の実施等により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

< 対策の効果 概念図 >



1. 2 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点について
(第3回有識者会議 資料1及び委員のご発言を基に作成)

(過去の経験等の尊重)

- 新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、2009年の時の経験を踏まえる必要があり、その経験を踏まえて取りまとめられた新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議の「報告書」や厚生労働省の新型インフルエンザ専門家会議の「新型インフルエンザ対策ガイドラインの見直しに係る意見書」を活かしていく必要がある。

(危機管理としての特措法の性格)

- 特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、制度は大きく作ってあるが、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度の判断の結果や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じなくともすむこともあり、どんな場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意が必要である。

(特措法の対象とその特性を踏まえた対応)

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症は、他の感染症と異なり、国民の大部分が免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済の安定を著しく阻害する可能性が高いことから、このような事態に備えて、特措法を設けたところであるが、未知の感染症である新感染症(感染症法第6条第9項に規定する新感染症)の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に、社会的影響が大きなものが発生した場合は、新型インフルエンザと同様、国家の危機管理として対応する必要があることから特措法の対象としたところである。
- これらの特措法の対象となる、特措法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等は、発生するまで具体的な特徴等が分からず、発生した場合であっても、その正確な知見を得るまでには相応の時間が必要となることが考えられる。

このため、政府行動計画は、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染も念頭に置きつつ、さまざまな状況に対応できる対策の選択肢を示すものとするべきである。

- 発生当初の病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施し、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることが求められる。

また、感染がまん延してくると社会は緊張し、いろいろな事態が生じる。あらかじめ決めておいたとおりには行かないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。事態によっては、地域の実情に応じて、都道府県等が政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようなことなども必要であり、現場が動きやすくなる工夫が必要である。

- なお、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARS（注¹）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策が唯一の感染防止対策であり、公衆衛生対策がより重要である。

1. 3 基本的人権の尊重について

（第2回有識者会議 資料3及び委員のご発言を基に作成）

- 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、特措法第5条や衆議院内閣委員会における附帯決議（注²）を踏まえ、基本的人権を尊重することが重要であり、特措法第29条に基づく検疫のための停留施設の使用、同法第31条に基づく医療関係者への医療等の実施の要請等、同法第45条に基づく不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、同法第49条に基づく臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、同法第54条に基づく緊急物資の運送等、同法第55条に基づく特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとしなければ

¹ 平成15年4月3日、SARS（重症急性呼吸器症候群）を感染症法上の新感染症として位置づけ。同年7月14日、世界的な研究が進んだことにより、病原体や感染経路、必要となる措置が特定されてきたため、指定感染症として位置づけ。同年10月10日、SARSの一連の状況を契機とした感染症対策の見直しに関する感染症法及び検疫法の一部を改正する法律案が成立し、同法において、感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高いなどの理由から、一類感染症として位置づけ。なお、現在は二類感染症として位置づけ。

² 新型インフルエンザ等対策特別措置法案に対する附帯決議（平成24年3月28日衆議院内閣委員会）

（三）本法の規定に基づく私権の制限に係る措置の運用に当たっては、その制限を必要最小限のものとするよう、十分に留意すること。

新型インフルエンザ等対策特別措置法案に対する附帯決議（平成24年4月24日参議院内閣委員会）

（十七）新型インフルエンザ等対策に係る不服申立て又は訴訟その他国民の権利利益の救済に関する制度については、本法施行後三年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

ならない。

- 新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、人権というものが後回しにならないようにすべきである。国民に対して十分説明し、納得してもらうことが基本となる。国民から不満が出る前から先手を打って説明していくことが重要であり、特に国民の自由と権利に制限を加える場合は、イギリス保健省が定めた「パンデミック・インフルエンザへの対応 政策と計画立案のための倫理的枠組み」にあるような、国民への継続的な情報提供、国民に意見を表明する機会を与えることなどに配慮する必要があるのではないか。

1. 4 基本的対処方針等諮問委員会の活用について

(第1回有識者会議 資料1-1、1-2及び委員のご発言を基に作成)

- 新型インフルエンザ等対策有識者会議は、4月27日に新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立したことを受け、その施行に向けて、政府行動計画の作成に当たっての基本的考え方をはじめ、新型インフルエンザ等緊急事態宣言や、感染拡大防止のための措置等の特措法上の重要な政令要件の基本的考え方について総合的に議論するため、医学公衆衛生関係の専門家をはじめ、法律、経済、危機管理の専門家や地方団体等の幅広い学識経験者が一堂に会する場を設けたものである。
- また、新型インフルエンザ等発生時には、新型インフルエンザ等発生時には、どのような病原性を持つウイルスが発生したのかが特に重要となるため、新型インフルエンザ等有識者会議の委員から、医学公衆衛生分野の専門家により、基本的対処方針等諮問委員会を設け、政府対策本部が作成する基本的対処方針が医学公衆衛生学的観点等から合理的なものとなるよう検討するものである。
- このため、新型インフルエンザ等が発生した場合、政府行動計画に基づき、基本的対処方針を定めるに当たっては、基本的対処方針等諮問委員会において、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に関する高度な専門的な判断をもとに対応措置を検討し、基本的対処方針等諮問委員会における専門的な判断をもとに、講じるべき対策等について政府対策本部において最終判断をすることが求められる。

なお、緊急を要する場合であって、基本的対処方針等諮問委員会の委員を一堂に会することができない場合であっても、できる限り委員の意見を聴くため

の工夫を検討する必要がある。

- 誰がどう判断するのか責任体制の明確化を図ることが重要である。その意味で新型インフルエンザ等対策有識者会議が設置され、基本的対処方針等諮問委員会が設置されている。その一方で、基本的対処方針等諮問委員会が他の学識者の個人や集まりと適宜連携を図り、情報交換を行うことも考えられる。
- また、迅速性の観点から基本的対処方針等諮問委員会で基本的対処方針等の検討を行うが、節目の時期に新型インフルエンザ等対策有識者会議を開催し、コミュニケーションをとることは考えられる。

1. 5 新型インフルエンザ等対策を行う関係機関相互の連携体制 <P>

→資料1

資料 5-2 たたき台

4. 国民への情報提供について

4. 1 平時における国民への情報提供

(第2回有識者会議における委員のご発言を基に作成)

- 発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、平時において、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報など、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に国民に正しく行動してもらう上で必要である。
- 学校は集団感染が発生したり、地域への感染拡大の起点となりやすい特性があることから、普段から保健衛生部局や教育委員会と連携して、児童生徒等に対し感染症や公衆衛生について情報提供し、丁寧に指導していくことが必要である。

4. 2 発生時における国民への情報提供

(第3回有識者会議 資料3及び委員のご発言を基に作成)

- 誰もが感染源になり得るものであり、それが責められるようなことではないという認識を国民が持つように情報提供すべきである。
- 風評被害の問題を含め、誤った情報が出た場合は、迅速に打ち消す情報を出すことも重要である。
- 個人情報の公表の範囲について、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する必要がある。プライバシーを保護することは重要であること当然であるが、国民の生命、ひいては国民生活・国民経済に多大な影響を及ぼすおそれがある状況下においては、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報伝達は、高い公益性を有していると考えられるため、そうした公益性にも留意した情報提供の在り方を検討することが求められる。

4. 3 その他

(第3回有識者会議 資料3を基に作成)

- 国民への情報提供については、厚生労働省の新型インフルエンザ専門家会議の「新型インフルエンザ対策ガイドラインの見直しに係る意見書」で取りまとめられている意見が概ね妥当である。
- ① 広報担当官を中心としたチームの設置等
 - 政府対策本部及び厚生労働省における広報担当官に望まれる役割等を明示する必要がある。
 - ・ 広報担当官は、発生状況や対策に関する情報を、分かりやすく提供するスポークスパーソンとしての役割を有する。
 - ・ 広報担当官は、感染症全般に関する一定の知識を有し、政府における意思決定にある程度関与できる立場であることが求められる。行政官と専門家が共同して担当することも考えられる。
 - ・ 政府対策本部及び厚生労働省における広報担当チームの設置に当たっては、基本的対処方針等諮問委員会の委員をメンバーに含め、一体的に活動することも考えられる。
 - 広報担当官を中心とした広報担当チームの具体的な業務や運営方法を明示する必要がある。
 - ・ 情報の集約・整理・発信・窓口業務を実施することが求められる。
 - ・ 一元的な情報発信のため、各対象への窓口を一本化する必要がある。
 - 情報提供に際し、政府対策本部や関係省庁の調整が必要である。
 - ・ 対策の実施主体となる省庁が適切に情報を提供できるよう、政府対策本部が調整する必要がある。
- ② 情報提供手段の確保
 - 国民が情報を得る機会の増加や、受け取り手に応じた情報提供のため、インターネットを含めた多様な情報提供手段を活用する必要がある。
 - 地方自治体がコールセンターを設置する際に、他の公衆衛生業務に支障を来さない運用方法を例示することが求められる。
 - (例)・一般的な問い合わせには事務職員を活用
 - ・ Q & Aを作成した上で外部の民間業者に委託
- ③ リアルタイムかつ直接的な方法での双方向の情報共有の検討
 - 国と地方自治体との情報共有の具体的な方法を例示することが求められる。

- (例)・担当者連絡先の事前共有と、発生時の問い合わせ窓口の設置
 - ・メール等による対策の理由、プロセス等の共有
- 医療関係者との直接的な情報共有方法を例示ことが求められる。
 - (例)・メールマガジン等を通じた情報共有と、問い合わせ等に対するフィードバック

資料 5-3 たたき台

6. 新型インフルエンザ等緊急事態について

(第2回有識者会議 資料1、第3回有識者会議 資料2、第4回有識者会議 資料1及び委員のご発言を基に作成)

(制度の概要)

- 特措法第32条において、政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行い、国会に報告することとされている。

なお、新型インフルエンザ等が発生しても、病原性が低い場合においては新型インフルエンザ等緊急事態宣言は行われず、その場合は、政府対策本部は継続的に設置されるが、特措法に基づく緊急事態措置は講じられず、感染症法等に基づく措置が講じられることとなる。

- 政府対策本部長が行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置（注¹）を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招いてしまうおそれが生じるような事態であることを、国民に分かりやすく周知するためのツールであり、個別の緊急事態措置を行うための第一のトリガーという機能を持つ。

6. 1 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の政令要件について

- 新型インフルエンザ等が世界の何れかの場所で発生した場合、海外等の症例や WHO の判断も踏まえ、まず感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の

¹ 特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置をいう。外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示、住民に対する予防接種の実施、医療提供体制の確保（臨時の医療施設等）、緊急物資の運送の要請・指示、政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用等、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの特措法の規定により実施する措置。

発生の公表が厚生労働大臣から行われる。その後、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合に、緊急事態宣言を行うのかどうかの判断が求められることとなるが、その時点ではある程度の症例等の知見の集積が得られていることが考えられる。そのため、緊急事態宣言の要件である特措法第 32 条第 1 項の「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件」の考え方としては、重症症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）が通常のインフルエンザと比較し、相当多くみられる場合とし【政令事項】、その運用に当たって海外及び国内の臨床例等の知見を集積し、それらに基づき、基本的対処方針等諮問委員会で判断することが適当である。

- 特措法第 32 条第 1 項の新型インフルエンザ等の「全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件」の考え方としては、報告された患者等が誰から感染したか不明な場合又は報告された患者等が誰から感染したかは判明しているが、感染の更なる拡大の可能性が否定できないと判断された場合とし【政令事項】、その運用に当たって感染症法第 15 条に基づく患者等に関する積極的疫学調査の結果に基づき、基本的対処方針等諮問委員会で判断することが適当である。

- 新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言を行うまでの手順は、以下の通りとすることが考えられる。
 - ・ 厚生労働省(国立感染症研究所を含む)は、発生初期において限られた情報しかない中であっても、収集した情報を分析し、専門家等の意見も聴きつつ、政府対策本部長に關係情報を報告。
 - ・ 政府対策本部長から、基本的対処方針等諮問委員会に対し、「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するかどうかについて、公示案として諮問。
 - ・ 基本的対処方針等諮問委員会による「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するとの公衆衛生学的判断を受け、政府対策本部長が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行うことを決定。
 - ・ 政府対策本部長は新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行うとともに、基本的対処方針を変更し、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定める。
 - ・ あわせて、政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った旨を国会に報告。

6. 2 新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言の要件について

- 特措法第 32 条第 5 項において、「政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言」を行うこととされている。危機管理としての特措法においては、事態を軽く見て、後で事態のレベルを上げるよりも、最悪の事態を想定して対応し、事態が予想よりも軽かった場合には、迅速に対応を修正する態度が適切であり、解除を的確に行うことは重要である。
- 「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」は、具体的には、
 - ① 罹患者の数、ワクチン接種者の数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
 - ② 罹患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ペースで営まれるようになった場合
 - ③ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規罹患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合などについて、国内外の流行状況、国民生活、国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する必要がある。

6. 3 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間・区域・概要について

- 新型インフルエンザ等緊急事態宣言とは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示することである。
 - ・ 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間
 - ・ 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域（住民への予防接種の措置を除く）
 - ・ 新型インフルエンザ等緊急事態の概要
- ① 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間について
- 特措法第 32 条第 2 項から第 4 項までにおいて、新型インフルエンザ等緊急

事態の期間は2年を超えない期間であり、ただし、新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して、1回に限り、1年の延長が可能とされている。

○ 実際に設定する期間は、発生時に、新型インフルエンザ等の病原性の程度や流行状況等を総合的に勘案し、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する必要がある。なお、新型インフルエンザ等感染症が発生した場合には、どれくらいの期間で大多数の国民が免疫を獲得し、季節性インフルエンザに移行するかは、宣言時にはわからなく、新感染症についても宣言時には知見は限られているため、最初は2年とし、新型インフルエンザ等緊急事態措置の必要がなくなり次第速やかに解除することが考えられる。

○ 都道府県知事は、設定された期間内において、基本的対処方針で示された新型インフルエンザ等緊急事態措置について、それぞれの個別の根拠条文に従い、地域の実情に応じて期間を定め、対策を講じることが求められる。

② 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する区域について

○ 公示がなされる新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施が可能となることとされている。

○ 実際に設定する区域は、対策が手遅れとならないようにするとの危機管理の観点から、新型インフルエンザ等の病原性の程度や流行状況等を総合的に勘案し、政府対策本部が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する必要がある。

○ また、実際に発生した新型インフルエンザ等がどれくらいのスピードで感染拡大していくかは、宣言時にはわからなく、新感染症についても宣言時には知見は限られているため、区域については以下の基本的考え方で設定することが考えられる。

イ) 原則、広域的な行政単位である都道府県の区域を最小単位とし、区域を設定する。

ロ) 原則、イの単位をもとに、発生区域の存する都道府県及びその隣接県を指定する。ただし、人の流れなどの地域特性や感染の拡大状況を踏まえて

柔軟な区域設定もあり得る。

ハ) 全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、そのときの人の社会的流動性や流行状況等も勘案しつつ、早い段階で日本全域を指定する場合も考えられる。

○ 都道府県知事は、政府対策本部長が設定した区域内において、基本的対処方針で示された新型インフルエンザ等緊急事態措置について、外出自粛要請などそれぞれの個別の根拠条文に従い、地域の実情に応じて措置をとる区域を定め、対策を講じることが求められる。

③ 新型インフルエンザ等緊急事態の概要について

○ 新型インフルエンザ等対策を推進するためには、国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国だけでなく、地方公共団体、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要である。

○ このため、新型インフルエンザ等緊急事態における公示において、以下の情報を盛り込む必要がある。

イ) 新型インフルエンザ等の発生状況（患者数、各患者が確認された地域、各患者の行動経路）

ロ) 病原体の病原性

ハ) 症状

ニ) 感染・まん延防止に必要な情報

資料 5 - 4 たたき台

7. 感染防止の協力要請について

(第2回有識者会議 資料2、第3回有識者会議 資料3、第4回有識者会議 資料2及び委員のご発言を基に作成)

- 公衆衛生学上、感染成立の三要素として、「宿主」(人の感受性)、「病原体」(ウイルスや細菌の特性)、「感染経路」(ウイルスや細菌が体内に入る方法(飛沫、接触、経口感染など))が挙げられるが、感染拡大を防止するためには、このうちの「感染経路」、すなわち、人と人との接触をできる限り抑制することが重要である。
- 特措法第45条において、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請等の感染拡大防止策を講じることができることとされている。
- これらの感染拡大防止策を実施する段階については、厚生労働省の新型インフルエンザ専門家会議の「新型インフルエンザ対策ガイドラインの見直しに係る意見書」で取りまとめられている意見が概ね妥当であり、次のように考えることが適当である。
 - ア. 国内発生早期、国内感染期のうち流行が拡大するまでの間の対策
(目的)
国内発生早期から国内感染期のうち流行が拡大するまでの間においては、患者数が少ない段階で感染の拡大を抑制することができれば、その後の感染拡大のタイミングを比較的遅らせ、流行のピークを遅延させられる可能性があることから、場合によっては、一定期間、地域全体で学校・保育施設等の臨時休業、集会の自粛等を行って、感染拡大を抑制する等の対策を行う。
 - イ. 国内感染期のうち、流行拡大が進む時期における対策
(目的)
国内感染期のうち流行が拡大した段階(例えば定点当たり患者数が1

を超えた段階)においては、感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等は、地域で一斉に行ったとしても感染拡大を抑制する効果は地域発生早期に比べて小さく、個別に判断を行うこととなる。

ウ. 国内感染期のうち、流行のピークにおける対策

(目的)

国内感染期において、さらに流行が拡大し、流行がピークとなった場合、感染拡大防止策の効果は期待できないことから、基本的には対策を緩和することとなる。ただし、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況においては、ピークを抑制するための対策を講じることが望まれる。なお、地域での一斉の学校・保育施設等の臨時休業等については、対策解除後にかえて患者数が増加する等のリスクもあることから、情報収集を行い適切に判断することが必要となる。

7. 1 不要不急の外出自粛等の要請について

- 特措法第45条第1項において、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことその他の感染防止に必要な協力を要請することができることとされている。
- 大規模なまん延によって引き起こされる国民生活及び国民経済並びに医療提供体制にわたる社会的混乱を防止するため、人と人の接触をできる限り抑制することが必要であること、一方で、外出しなければ、必要な生活・社会機能が動かないことを考慮し、外出自粛等の要請の対象とならない外出としては、具体的には、食料の買い出し、医療機関への通院、仕事場への出勤など生活の維持のために必要なもの以外の、いわゆる不要不急の外出を自粛することが求められる。

① 期間の考え方について

- 第45条第1項に基づく不要不急の外出自粛等の要請の期間については、新型インフルエンザ等の「潜伏期間及び治癒までの期間を考慮」して、感染拡

大防止のために効果があると考えられる期間を、基本的対処方針で示すこととなる。

○ 現時点で、将来発生する新型インフルエンザ等の「潜伏期間や治癒までの期間」を予測することは困難である。このため、政府対策本部が基本的対処方針で示す期間は、発生時に、その時点の知見も踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を踏まえて決定することとなるが、新型インフルエンザ等感染症については、季節性インフルエンザの潜伏期間が1～5日、発症から治癒までの期間がおおむね7日程度であることを踏まえ、おおむね1～2週間程度（注¹）の期間となることを想定とすることが考えられる。なお、患者数の増加に伴い、地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況においては例外的に、医療機関の状況等も参考に概ね一週間程度を単位として延長の可否を判断することも想定される。

○ 基本的対処方針で示された期間を踏まえ、特定都道府県知事は、地域の実情を踏まえ、期間を決定の上、不要不急の外出自粛等の要請を行うことが求められる。

② 区域の考え方について

○ 第45条第1項に基づく不要不急の外出自粛等の要請を実施する区域については、特定都道府県知事が、新型インフルエンザ等の「発生の状況を考慮」して、感染拡大防止のために効果があると考えられる区域を定めることとされている。

○ 区域については、発生時に、その時点の知見も踏まえ、特定都道府県知事が決定することとなるが、基本的対処方針において、特定都道府県知事が定める地域の考え方は、人の移動の実態（鉄道網、通勤・通学圏、商業施設等の集客ルート等）等の地域の実情を踏まえて感染拡大防止に効果があると考

¹ 「新型インフルエンザ対策ガイドラインの見直しに係る意見書」（平成24年1月31日厚生労働省新型インフルエンザ専門家会議）では、地域全体での学校等の臨時休業等は「インフルエンザの一般的な潜伏期や平成21年の感染拡大防止策に係る事例等を踏まえ、1週間程度の実施を検討する（科学的根拠は未だ確立されていないが、一般的な戦費く期間を上回る期間休業することにより、休校中に感染者と非感染者を見分け、感染者が登校することによる更なる感染の拡大を朝得る効果が期待される）」としている。

また、同意見書では、新型インフルエンザ患者の自宅待機期間の目安を「発症した日の翌日から7日を経過するまで、又は解熱した日の翌々日までのいずれか長い方」、患者の同居者の自宅待機期間の目安を「患者が発症した日の翌日から7日を経過するまで」としている。

えられる区域（市町村単位、都道府県内のブロック単位）とすると示すことが考えられる。

- 基本的対処方針で示された区域の考え方を踏まえ、特定都道府県知事は、地域の実情を踏まえ、区域を決定の上、不要不急の外出自粛等の要請を行うことが求められる。

7. 2 施設の使用制限等の要請等について

- 特措法第 45 条第 1 項において、特定都道府県知事は、緊急事態において、期間を定めて、学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設の管理者又はそれらの施設を使用して催物を開催する者に対し、施設の使用の制限等の措置を講ずるよう要請することができることとされている。
- また、同条第 2 項において、正当な理由がないのに要請に応じないときは、要請を行った特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延防止等のために特に必要があると認める場合に限り、施設の使用の制限等を指示することができることとされている。（ただし、指示に基づく行為を行わなくとも、特措法上の罰則はなし）
- なお、特定都道府県知事は、同条第 4 項に基づき、要請・指示を行ったときは、その旨を公表することとされている。

① 期間・区域の考え方について

- 不要不急の外出自粛等の要請及び施設の使用制限等の要請等は一体として運用されるべきものとして想定したものである。
- このため、施設の使用制限等の要請等の期間及び区域の考え方は、不要不急の外出自粛等の要請の期間及び区域の考え方と同様であることが求められる。

② 対象施設について <P> →資料2

資料 5-5 たたき台

9. その他

9. 3 在留邦人への対応

(第4回有識者会議 資料3及び委員のご発言を基に作成)

- 海外で新型インフルエンザが発生した場合には、在留邦人保護のため以下の措置を実施することが求められる。この過程で、必要に応じて諸外国と協力する必要がある。

① 情報収集・提供

- ・ 在外公館を通じた関係国当局・現地在留邦人のネットワーク等からの情報収集
- ・ WHO等の国際的ネットワークを通じた情報収集(発生状況、現地医療体制、主要国の動向等)
- ・ 収集した情報について、在留邦人との連絡協議会、ホームページ、メールサービス等を通じた在留邦人へ情報提供(食糧備蓄の勧奨等)
- ・ 状況に応じて「感染症危険情報」(※)発出
(在留邦人に対し、自宅待機や安全な地域への退避などを含めた適切な安全対策を講ずるよう注意喚起)

※ 感染症危険情報については、WHO及び在外公館からの報告に基づいて発出を検討する。また、これらの情報については、厚生労働省等とも共有する。

② 帰国を希望する在外邦人への帰国支援

- ・ 在留邦人への定期便の運行情報、帰国に際して検疫が強化されていることの情報提供(関係各国と連携)
- ・ 増便が必要な場合の航空会社への依頼[国土交通省と協力]
- ・ 定期航空便等の運行停止後は、直ちにチャーター機手配等の代替的帰国手段の検討

③ 在留邦人感染者への対応

- ・ 現地医療機関との連携(現地医療機関の処方箋を踏まえ、現地制度に則し

た対応)

- ・ 現地医療機関が機能しない等の緊急・特例的な状況に備え、緊急支援・供与用として、在外公館に、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄（注¹）

9. 4 発生国からの航空機・船舶等の運航制限要請等

（第4回有識者会議 資料4を基に作成）

- 厚生労働大臣は、特措法第29条に基づく検疫のための停留施設の使用の措置を講じても停留を行うことが著しく困難で、新型インフルエンザ等の病原体が国内に侵入することを防止できないおそれがあるときは、関係省庁（国土交通省、外務省）と協議の上、政府対策本部長に報告する。政府対策本部長は、国民の生命及び健康に対する著しく重大な被害の発生並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため緊急の必要があると認めるときは、発生国における地域封じ込めの状況、WHOによる発生国又はその地域への運航自粛勧告がなされた場合や他国における運航自粛要請等の状況等を踏まえ、国際的な連携を確保しつつ、航空会社や船舶会社に対し、発生地域から来航又は発航する航空機・旅客船の運航自粛等を要請することが求められる。

9. 5 国内発生初期における現地対応

（第4回有識者会議 資料5及び委員のご発言を基に作成）

- 新型インフルエンザ等が国内で初めて発生した場合であって、発生初期の段階における調査支援のため必要があると認めるときは、政府対策本部長は、当該都道府県に新型インフルエンザ等現地対策本部（「政府現地対策本部」）を設置することが求められる。この場合において、政府現地対策本部は、都道府県が行う新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因の調査の支援並びに政府対策本部及び都道府県対策本部の情報発信の調整を行うこととする。なお、複数の地域で同時多発的に発生した場合には、当該地域の都道府県の調査力を勘案し、設置場所を選定する必要がある。
- 政府現地対策本部の構成は、専門的な疫学調査等の知見を有する職員（厚生労働省の担当職員（国立感染症研究所職員を含む））、内閣官房職員とし、必要に応じ基本的対処方針等諮問委員会の委員の一部又は同委員会の推薦を受けた専門家も派遣する必要がある。

¹ 昨年9月の政府行動計画において、国民の45%に相当する量を目標として抗インフルエンザウイルス薬を備蓄すると規定されていることに準じて、医療事情の悪い国・地域の在留邦人及び短期滞在者の45%にあたる約24万人分のタミフル等を備蓄済み。

- 政府現地対策本部と都道府県対策本部が二元的なものとなつてはいけないので、現地の都道府県対策本部をサポートするという姿勢で取り組む必要があると考えられる。

- 政府現地対策本部は、発生した新型インフルエンザ等の特性に係る情報が、ある程度蓄積された段階で廃止するものと考えられる。